

南幌町地域おこし協力隊設置要綱

南幌町地域おこし協力隊設置要綱（平成30年南幌町告示第30号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 人口減少や高齢化等が進行している本町において、地域活性化に意欲のある人材を地域外から誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、南幌町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1） 任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。） 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町長が任用する者をいう。
- （2） 委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。） 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町長が委嘱し、町長と業務委託契約を締結する者をいう。

（活動）

第3条 任用型隊員及び委託型隊員は、地域力の維持向上を図るため、次に掲げる協力活動を行う。

- （1） 農林水産業の振興に関する支援活動
- （2） 移住定住促進に関する支援活動
- （3） 地域資源（観光・特産物）の振興に関する支援活動
- （4） 地域住民の生活支援活動
- （5） 地域行事への参加及び支援活動
- （6） スポーツ・文化に関する活動
- （7） その他町長が必要と認めた活動

（任用）

第4条 任用型隊員は、次の各号の要件を全て満たすことを条件として任用する。

- （1） 生活の拠点を3大都市圏又は政令指定都市（条件不利地域を除く。）から本町に移し、かつ、住民票を異動させた者
- （2） 心身が健康で、かつ、地域活性化に意欲的に取り組み、地域協力活動を真摯に推進できる者
- （3） 任用する日において満20歳以上の者で普通自動車運転免許証を所持する者

(4) 任用期間満了後も本町で就業又は起業をして定住する意欲のある者

(身分及び任期)

第5条 任用型隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 任用型隊員の任用期間は、南幌町会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和2年南幌町規程第1号。この条において「規程」という。）の規定にかかわらず、3年以内とする。

(報酬及び勤務条件等)

第6条 任用型隊員の報酬及び勤務条件等は、南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則（令和2年南幌町規則第12号）及び南幌町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年南幌町規則第11号）の定めるところによる。

(活動経費)

第7条 町長は、第3条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給する。

(町の役割)

第8条 町長は、任用型隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 任用型隊員の活動計画の作成
- (2) 任用型隊員の活動に関するコーディネート
- (3) 任用型隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他任用型隊員が円滑に活動するための支援

(解任)

第9条 町長は、任用型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間中においてもこれを解任することができる。

- (1) 任用型隊員より解任の申し出があったとき。
- (2) 任用型隊員に不良行為が認められたとき。
- (3) 病等により、任用型隊員の活動が継続できなくなったとき。
- (4) 南幌町民でなくなったとき。

(委託)

第10条 委託型隊員は、応募のあった者又は任用型隊員の任期更新時に委託型隊員を希望する者の中から、地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる者を町長が選考し、協力活動に関する業務を委託する。

- 2 委託内容については、町長と委託型隊員双方の協議により決定し、業務委託契約書を締結する。
- 3 委託型隊員は、前項の業務委託契約書に即して、毎月の活動状況について、南幌町地域おこし協力隊活動日誌（様式第1号）及び南幌町地域おこし協力隊活動状況報告書（様式第2号）を作成し、翌月10日までに町長に提出しなければならない。

（委託型隊員の資格）

第11条 第4条の規定は、本条において準用する。

（委託期間）

第12条 委託型隊員の委託期間は1年以内とし、最長3年間とする。ただし、第5条における任用期間がある場合は、その期間も含めるものとする。

（委託料）

第13条 町長は、委託型隊員に対し、協力活動の対価として、活動内容等に応じた委託料を予算に定める額の範囲内において支払うものとする。

（委託型活動費）

第14条 町長は、前条に規定する委託料とは別に、南幌町地域おこし協力隊活動支援補助金交付要綱（令和6年南幌町告示第33号）に基づき、委託型隊員の活動に必要な経費について、補助金を交付するものとする。

（委託契約の解除）

第15条 町長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

- （1）活動実績及び成果が、明らかに不十分なとき。
- （2）法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行があったとき。
- （3）病等により、隊員の活動が継続できなくなったとき。
- （4）委託型隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- （5）自己の都合により、契約解除を申し出があったとき。
- （6）南幌町民でなくなったとき。

（守秘義務）

第16条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

南幌町地域おこし協力隊活動日誌

氏名 _____

年 月	日	活動内容	備考	
年 月				
	特記事項			

南幌町長 様

氏名 _____

今月の活動報告	(1) 活動内容 (2) 活動成果
翌月の活動 予定内容	
要望、意見等	
備 考	